障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第5項に基づき、別紙のと おり城陽市上下水道部における障害者活躍推進計画を公表する。

城陽市公営企業管理者

城陽市上下水道部における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に 関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項に基づき、城陽市 公営企業管理者が策定する計画である。

機関名 城陽市上下水道部 任命権者 城陽市公営企業管理者		
計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)		
城陽市上下水道 城陽市上下水道部については、職員は城陽市(市長	部	
部における障が 局)からの出向職員で構成されており、これまで障が	い者	
い者雇用に関すしに限定した募集・採用は行っていない。また、障がい	の有	
る課題 無にかかわらず、これまでも職員の事情には個別に柔	軟な	
対応をしていることから、組織的な体制整備は特段行	って	
こなかった。		
目標		
採用に関する目 障がい者雇用の推進に関する適正な理解を促進する	0	
標		
定着に関する目 不本意な離職を極力生じさせない。		
標 (評価方法)毎年度末、人事記録を元に、当該年度採	用者	
の定着状況を把握・進捗管理。		
取組内容		
1. 障がい者の 障害者雇用推進者は、市長部局と同一の人事担当課	 長と	
活躍を推進するする。		
体制整備 定期的な面談その他の適切な方法を通じて必要な配	慮 等	
を把握し、継続的に必要な措置を講じる。		
2. 障がい者の 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった	 障が	
活躍の基本とない者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、	負担	
る職務の選定・なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	0	
創出		

3. 障がい者の	市長部局に設置している相談窓口への相談のほか、人事
活躍を推進する	評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配
ための環境整	慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討
備・人事管理	を行い、継続的に必要な措置を講じる。
	なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望
	を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施
	する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
	等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注を
	通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。